

# 定 款

株式会社メタプラネット

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社メタプラネットと称し、英文では Metaplanet Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

1. 下記商品の企画・制作及び売買並びに輸出入業
  - (イ) レコード音盤、コンパクトディスク等の音楽を録音した商品
  - (ロ) 音楽レコード
  - (ハ) キャラクター商品（コンピューターで作成した個性的な名称や特徴を有している人物、動物の画像をつけたもの及びテレビ、映画、漫画等に登場する人物、動物等の名称や特徴を施した衣料品、文房具、装身具等）
  - (ニ) コンピュータソフトウェア
  - (ホ) 衣料品、日用雑貨、バック、革製品、宝飾品
  - (ヘ) 食料、食品、飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）
  - (ト) 染料、顔料、塗料、薬品（医療品、医療部外品、動物用医薬品、毒物、劇薬を含む）、化粧品およびそれらの原料
  - (チ) 印刷物、出版物及び映像物
2. 飲食店及びライブハウスの経営
3. レコード、コンパクトディスク、ビデオテープその他の音響又は映像媒体の販売店の経営
4. 音響機器の販売
5. 倉庫業、貨物運送取扱業及びその代理業
6. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務および保険仲立業
7. 動産の販売及び賃借業、リース、レンタルおよびその仲介業
8. 貴金属、宝石、美術品及び古物売買業
9. 工業所有権、ノウハウ、著作権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェア、Web 3 サービス、ブロックチェーン技術及び暗号通貨、NFT その他のデジタル資産の取得、売買、賃貸借、企画、開発、保全、利用、管理、仲介及び譲渡
10. 情報の処理・提供に関する事業、電気通信事業、無線及び有線テレビ・ラジオ放送事業ならびに番組提供業

11. 広告業、広告代理業
12. イベントの企画・運営・実施
13. 各種教育図書、教材の制作、販売ならびに学習教材・カルチャー教室の運営
14. 有価証券等の保有、運営、売買、仲立、売買斡旋、受託、各種債権の売買、為替取引、クレジットカード、割賦金融及び各種金融業
15. 経理業務、財務書類処理、給与計算に関する請負業
16. 信用情報の収集、分析及びデータ提供サービス業
17. 金融商品取引業、投資助言業及び投資運用業
18. 証券業、証券投資顧問業及び有価証券に係る投資顧問業
19. ホテル、旅館等観光施設、飲食店、ゴルフ場、マリンクラブ等レジャー・スポーツ施設の経営
20. 会員制ホテルの利用権及び会員権の販売および仲介
21. 病院、医院、診療所、有料老人ホーム及び薬局の経営
22. 法令に基づきおこなう建築設備の点検・整備等の業務ならびにそれらの受託、請負、代理、仲介業
23. 企業の経営・管理業務全般のコンサルティング
24. 不動産の賃貸借、売買、造成、開発及び保守管理ならびに倉庫業
25. 建築・土木・設備及び内外装工事の請負、設計ならびに管理
26. Web 3 サービス及びブロックチェーン技術に係るコンサルティング業務
27. ビットコインへの投資・保有・運用
28. ビットコインを使った資産運用
29. ビットコインに関連・付随する業務全般
30. 前各号に附帯する一切の業務に対する投資又は融資
31. 前各号に附帯又は関連する一切の業務
32. 前各号に掲げる以外の一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数等)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,833,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	2,723,000,000株
A種種類株式	555,000,000株
B種種類株式	555,000,000株

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、いずれの種類株式についても100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定（以下「取締役会決議等」という。）によって定

める。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。

## 第 2 章の 2 A 種種類株式

(A 種種類配当金)

第 12 条 当社は、第 41 条に基づき各月末日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主（以下「A 種種類株主」という。）又は A 種種類株式の登録株式質権者（以下、A 種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「A 種種類株主等」という。）に対し、第 12 条の 13 に定める支払順序に従い、A 種種類株式 1 株につき、当該剰余金の配当の基準日に係る月次配当期間（以下に定義する。）に関して以下に定める算定方法に従って算出される額の金銭の配当（かかる月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を、以下「月次 A 種種類配当金」といい、各月次配当期間に関する配当により支払われる金銭を総称して、以下「A 種種類配当金」という。）を行う。

① 本項において「月次配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日が属する月の初日から同月末日までの期間をいう。ただし、当該 A 種種類株式の発行日が属する月次配当期間については、当該発行日から同月末日までの期間をいう。

② 月次 A 種種類配当金の額

各月次配当期間に係る月次 A 種種類配当金の額（以下「月次 A 種種類配当金額」という。）は、1,000 円に当該月次配当期間に係る A 種変動配当率（以下に定義する。）を乗じて算出した額（円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を切り捨てる。）とする。なお、月次 A 種種類配当金額は、各月次配当期間の実日数につき、1 か月を 30 日とし、1 年を 360 日として日割計算により算出するものとする。

ただし、当該算定方法に従って算出される月次 A 種種類配当金額が A 種

配当金額下限（1,000円に年1パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。）未満となるときは、A種配当金額下限を月次A種種類配当金額とする。また、当該算式に従って算出される月次A種種類配当金額がA種配当金額上限（1,000円に年8パーセントを乗じ、各月次配当期間の実日数につき、1か月を30日とし、1年を360日として日割計算により算出した金額とする。以下同じ。）を超えるときは、A種配当金額上限を月次A種種類配当金額とする。

③ A種変動配当率

本項において「A種変動配当率」とは、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法に従って定められる配当率をいい、各月次配当期間の開始日の前営業日（以下「A種変動配当率決定日」という。）において、株価参照期間（以下に定義する。）におけるA種種類株式の株価終値（以下に定義する。）の平均値（終値のない日数を除く。）に応じて、基準金利（以下に定義する。）を参照して定められるものとする。

本項において「株価参照期間」とは、各A種変動配当率決定日に先立つ一定の期間として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる期間をいい、「株価終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるA種種類株式の普通取引の終値をいい、「基準金利」とは、1か月TONA（日本銀行が毎営業日に公表する無担保コール翌日物金利を基に1か月間の日次金利を累積複利計算した上で年率換算した金利指標）又はその後継である金利指標をいう。

- 2 各月末日を剰余金の配当の基準日としてA種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当が、当該配当の基準日に係る月次配当期間に関する月次A種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、A種変動配当率の算定方法を基準として当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法による単利計算により翌月次配当期間以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払A種種類配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、A種種類株式1株につき累積未払A種種類配当金の額に達するまで、A種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
- 3 A種種類株主等に対しては、A種種類配当金及び累積未払A種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。

（A種種類株式に係る剰余財産の分配）

第12条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第12条の13に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。

2 A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(A種種類株式に係る議決権)

第12条の3 A種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(A種種類株式に係る取得条項)

第12条の4 当社は、A種種類株式について、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる事由が生じた場合に、取締役会決議等により別に定める日が到来したときは、当該A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、当該A種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株主に対し、A種種類株式1株につき、当該A種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該A種種類株式の発行に先立って取締役会決議等により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。A種種類株式の一部を取得するときは、取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべき当該A種種類株式を決定する。

(A種種類株式に係る株式の併合又は分割等)

第12条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

2 当社は、A種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

3 当社は、A種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

## 第2章の3 B種種類株式

(B種種類配当金)

第12条の6 当社は、第42条に基づき3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日として剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の

配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（以下、B種種類株主とあわせて、個別に又は総称して、「B種種類株主等」という。）に対し、第12条の13に定める支払順序に従い、剰余金の配当の基準日に係る四半期配当期間（以下に定義する。）に関して、B種種類株式1株につき、1,000円に当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる配当率（6パーセントを上限とし、以下「B種種類配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「B種種類配当金」という。）を行う。B種種類配当金の額に各B種種類株主等に係るB種種類株式の株式数を乗じた金額に1円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り上げる。本項において「四半期配当期間」とは、当該剰余金の配当の基準日に応じて、以下に定める期間をいう。ただし、当該B種種類株式の発行日が属する四半期配当期間については、当該発行日から当該四半期配当期間の末日までの期間をいう。

- ① 毎年3月31日を基準日とする配当：  
同年1月1日から同年3月31日まで
  - ② 毎年6月30日を基準日とする配当：  
同年4月1日から同年6月30日まで
  - ③ 毎年9月30日を基準日とする配当：  
同年7月1日から同年9月30日まで
  - ④ 毎年12月31日を基準日とする配当：  
同年10月1日から同年12月31日まで
- 2 3月31日、6月30日、9月30日又は12月31日を剰余金の配当の基準日としてB種種類株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該配当の基準日に係る四半期配当期間に関するB種種類配当金の額に達しないときは、その不足額は、B種種類配当率を基準として当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法による単利計算により翌四半期配当期間以降に累積する。累積した不足額（以下「累積未払B種種類配当金」という。）については、前項に定める剰余金の配当に先立ち、B種種類株式1株につき累積未払B種種類配当金の額に達するまで、B種種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行う。
- 3 B種種類株主等に対しては、B種種類配当金及び累積未払B種種類配当金相当額を超えて剰余金の配当は行わない。

（B種種類株式に係る残余財産の分配）

第 12 条の 7 当社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、第 12 条の 13 に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、当該 B 種種類株式に係る 1 株当たりの公正な価額を踏まえて、当該 B 種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により決定される額の金銭を支払う。

2 B 種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(B 種種類株式に係る議決権)

第 12 条の 8 B 種種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(B 種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権)

第 12 条の 9 B 種種類株主は、当該 B 種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる当該 B 種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有する B 種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該 B 種種類株式を取得するのと引換えに、B 種種類株主に対し、B 種種類株式 1 株につき、当該 B 種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される数の普通株式を交付する。

(B 種種類株式に係る金銭を対価とする取得請求権)

第 12 条の 10 B 種種類株主は、当該 B 種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる当該 B 種種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、自己の保有する B 種種類株式を取得することを請求することができる。この場合、当会社は、当該 B 種種類株式を取得するのと引換えに、B 種種類株主に対し、B 種種類株式 1 株につき、当該 B 種種類株式に係る 1 株当たりの公正な価額を踏まえて、当該 B 種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。

(B 種種類株式に係る取得条項)

第 12 条の 11 当社は、B 種種類株式について、当該 B 種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる事由が生じた場合に、株主総会又は取締役会の決議により別に定める日が到来したときは、当該 B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、当該 B 種種類株式を取得するのと引換えに、B 種種類株主に対し、B 種種類株式 1 株に

つき、当該B種種類株式に係る1株当たりの公正な価額を踏まえて、当該B種種類株式の発行に先立って株主総会又は取締役会の決議により定められる算定方法により算出される額の金銭を交付する。B種種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、B種種類株主から取得すべき当該B種種類株式を決定する。

(B種種類株式に係る株式の併合又は分割等)

第12条の12 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合又は分割を行わない。

- 2 当社は、B種種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
- 3 当社は、B種種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

## 第2章の4 優先順位

(優先順位)

第12条の13 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余金の配当の支払順位は、A種種類株式に係る剰余金の配当を第1順位、B種種類株式に係る剰余金の配当を第2順位、普通株式に係る剰余金の配当を第3順位とする。

- 2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- 3 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

## 第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(場所の定めのない株主総会)

第14条 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集する。  
当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

- 2 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役又は執行役がこれにあたる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役又は執行役がこれにあたる。

(株主総会の決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 3 会社法第 206 条の 2 第 4 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 20 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一

部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(種類株主総会)

- 第 20 条の 2 種類株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 324 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
  - 3 第 3 章の規定（第 13 条、第 15 条、第 17 条及び本条を除く。）は、種類株主総会について準用する。
  - 4 前項の規定にかかわらず、第 15 条の規定は、毎年 12 月 31 日から 3 か月以内に開催される種類株主総会について準用する。
  - 5 当会社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、各種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
  - 6 前項の規定にかかわらず、当会社が以下に掲げる行為をする場合において、特定の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当会社の株主総会決議又は取締役会決議等に加え、当該種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りではない。
    - ① 当会社が消滅会社となる合併又は当会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（当会社の単独による株式移転を除く。）
    - ② 当会社の特別支配株主による当会社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当会社の取締役会による承認

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は 10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議により定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

- 2 第 26 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、取締役（取締役であった者も含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任に

つき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

## 第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

（委員の選定）

第 30 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。

（委員会に関する規則）

第 31 条 各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める各委員会規則による。

## 第 6 章 執行役

（執行役の選任方法）

第 32 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

（執行役の任期）

第 33 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

（代表執行役及び役付執行役）

第 34 条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、役付執行役を選定することができる。

（執行役の責任免除）

第 35 条 当社は、執行役（執行役であった者も含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

## 第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 37 条の 2 当社は、会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

## 第 8 章 計 算

(事業年度及び決算期)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から当年 12 月 31 日までの 1 年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当等の決定機関)

第 39 条 当社は、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第 40 条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とし、中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(A 種種類株主等に対する剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社は、A 種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、各月末日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種

類株主等に対して配当を行うことができる。

(B種種類株主等に対する剰余金の配当の基準日)

第42条 当社は、B種種類株主等に対して剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日を基準日として、当該配当の基準日に係る最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株主等に対して配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第43条 財産配当が金銭である場合は、その支払開始の日より満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の未払配当金には利息をつけない。

(附則)

第27期定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会の決議による変更前の定款第42条第1項の規定はなお効力を有する。

#### 改訂履歴

平成11年5月22日	制定
平成12年11月28日	一部改訂
平成13年4月25日	一部改訂
平成13年11月28日	一部改訂
平成14年7月26日	一部改訂
平成14年11月28日	一部改訂
平成15年11月27日	一部改訂
平成16年9月30日	一部改訂
平成16年11月29日	一部改訂
平成17年4月20日	一部改訂
平成17年11月29日	一部改訂
平成18年11月28日	一部改訂
平成20年8月1日	一部改訂
平成21年5月27日	一部改訂
平成21年11月26日	一部改訂
平成22年11月29日	一部改訂
平成23年3月1日	商号変更

(ダイキサウンド(株)から(株)フォンツ・ホールディングスへ)

平成 23 年 11 月 29 日	一部改訂
平成 24 年 11 月 29 日	一部改訂
平成 25 年 4 月 24 日	一部改訂
平成 25 年 12 月 25 日	一部改訂
平成 26 年 1 月 1 日	商号変更
(株フォンツ・ホールディングスから(株レッド・プラネット・ジャパンへ)	
平成 27 年 12 月 30 日	一部改訂
平成 28 年 6 月 29 日	一部改訂
平成 31 年 3 月 27 日	一部改訂
平成 31 年 4 月 10 日	一部改訂
令和 2 年 3 月 27 日	一部改訂
令和 3 年 3 月 31 日	一部改訂
令和 4 年 3 月 29 日	一部改訂
令和 5 年 2 月 7 日	商号変更
(株レッド・プラネット・ジャパンから(株メタプラネットへ)	
令和 5 年 2 月 7 日	一部改訂
令和 5 年 3 月 24 日	一部改訂
令和 6 年 7 月 1 日	一部改訂
令和 6 年 8 月 1 日	一部改訂
令和 6 年 12 月 20 日	一部改訂
令和 7 年 3 月 24 日	一部改訂
令和 7 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 7 年 9 月 1 日	一部改訂
令和 7 年 12 月 22 日	一部改訂
令和 8 年 3 月 25 日	一部改訂